

## 平成24年第3回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年3月26日(月)  
午前9時34分 から 午前10時16分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(12名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	<del>6番</del>	<del>松本良明</del>
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	<del>10番</del>	<del>高道修二</del>
11番	山本政人	<del>12番</del>	<del>錦戸幸春</del>
13番	宮崎敬三	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(3名)

6番	松本良明	10番	高道修二
12番	錦戸幸春		
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第69号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・事務局長補佐 坂元俊司・主幹 松村保則

## 2. 会議の概要

### 1, 開 会

開会 午前9時34分

議長(岡村)

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成24年第3回農業委員会総会を開会いたします。本日は、松本良明委員さんと高道修二委員さんが欠席でございます。12番の錦戸幸春委員さんは欠席の届けは出ていないようですが、まだお見えになっておりません。総会は成立しておりますので、報告をいたします。3月11日の大震災から1年を経過を致しまして東日本の復旧・復興は、未だに完璧ではないようでございます。復興交付金も申請の6割しか認められなかったと言うことで、復旧・復興や原発事故関連の事案に関する問題も多いように感じているところです。被災者の皆さんのご健闘を心からご祈念を申し上げます。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、11番の山本政人委員さんと13番の宮崎敬三委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏及び坂元氏並びに松村氏を指名致します。

### 3, 議 事

それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第68号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(坂元)

日程第2. 議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。3ページをお開きください。議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。申請地は、4ページ・5ページに

図示しております3ページ記載の田、3筆1, 385㎡です。権利の種類は所有権移転で、申請理由は農業規模拡大のためです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引き受けによる権利取得でないか、農業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地の転貸・質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聴き取り等の結果全てを満たしているものと判断致します。以上です。

議長(岡村)      ありがとうございました。この件についてご意見のあられる方は挙手願います。

9番(西田)      はい。(西田委員挙手)

議長(岡村)      はい。どうぞ。

9番(西田)      譲受人の方の宅地と、そのすぐ下の近くであると言うことで、便利がいいからと言うことでお願いしますと言うような本人の申し出がございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(岡村)      他にございませんか。

(ありませんの声)

ないようでございませぬので、この件について賛成の方の挙手を求めませぬ。

(全員挙手)

はい。ありませぬでございませぬ。

全員賛成でございませぬので許可することに致しませぬ。

次に日程第3．議案第69号農用地利用集積計画の認定についてを上程します。事務局に説明を求めます。

事務局(坂元)

日程第4．議案第69号農用地利用集積計画の認定について説明致します。8ページをお開きください。

まず、新規の案件ですが、利用権等の種類が利用権設定使用貸借権で設定の期間が10年9ヶ月、借り手は8ページ記載の個人で、設定を行う農用地は、志岐の畑、7筆、田、7筆、合計の14筆11,421㎡。貸し手は、同じく議案記載の個人です。貸し手、借り手は親子関係で、今般、農業者年金の経営移譲年金受給のため息子さんへ経営を移譲するためのものです。

次に再設定で利用権等の種類が利用権設定貸借権で設定の期間が5年9ヶ月、借り手は9ページ記載の個人です。設定を行う農用地は、上津深江の畑、1筆1,078㎡。貸し手は、同じく議案記載の個人です。

次に同じく再設定で利用権等の種類が利用権設定使用貸借権で設定の期間が5年9ヶ月、借り手は10ページ記載の個人です。設定を行う農用地は、上津深江の畑、1筆1,183㎡。貸し手は、同じく議案記載の個人です。

次に利用権移転ですが、新規でご説明いたしました8ページ記載の貸し手が借りておりました農地を農業者年金の関係で、息子さんに利用権を移転するものです。議案記載のとおり、残存期間2年9ヶ月・6年9ヶ月・7年9ヶ月・8年9ヶ月が2件、合計の5件で移転する農用地は、志岐の田、7筆、13,763㎡、畑4筆、3,429㎡合計の11筆、17,192㎡です。土地の旧耕作者及び土地の所有者は、11ページ記載のとおりです。以上です。

議長(岡村)

ありがとうございました。今事務局から所有権移転の新規・再設定・利用権移転について説明がありました。この件について、ご意見のあられる方は挙手願います。

14番(山下)

はい。(山下時義委員挙手)

議長(岡村) はい。どうぞ。

14番(山下) 事務局に一つだけお尋ねしたいんですが、それぞれのここに記載されてあるお名前の方ですね、5年9ヶ月とか2年9ヶ月とか、この9ヶ月と言うこの月がそれぞれ記載されてあるんですが、これはどういう意味で9ヶ月になっているか、そこを教えてください。

事務局(松村) はい。(松村主幹挙手)

議長(岡村) はい。どうぞ。

事務局(松村) この端数の9ヶ月につきましては、終期、終わりの期間ですね。契約の開始と終わりがありますが、この終わりの期間を集積計画は暦年でやります兼ね合いで、12月の末とさせて頂いております。ですから、今回出てくるものは、12月の末をかみしますと9ヶ月端数の残存期間がつくということになります。来月出れば8ヶ月と言うような形でつけさせて頂いております。そういう表現になっております。

議長(岡村) 今、事務局の方からご説明を頂きましたように12月で締めておりますので、先月の農業委員会総会でもそういうご説明を頂きましたが、今年の12月まであと9ヶ月と言うようなことで、事務局からご説明を頂きました。来月になったらあと何年と8ヶ月と12月になったらまるになるわけです。

他にご意見ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願い致します。

事務局(坂元)

それでは、その他の項で説明したいと思います。別紙のその他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1. 平成24年度農業労働賃金(案)について  
(承認・・・据え置き) 4月に全戸配布
2. くまもと農業バックアップ大作戦平成23年度の実績報告について(県農業会議へ報告)
3. 平成24年度農業委員会総会開催日について  
(ホームページへ掲載予定)
4. 次回第4回総会は4月25日、水曜日の午後3時30分開催予定です。

議長(岡村)

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成24年第3回総会を閉会致します。

閉会 午前10時16分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

苓北町農業委員会会長

\_\_\_\_\_

〃 農業委員

\_\_\_\_\_

〃 農業委員

\_\_\_\_\_